2015年9月18日発行　第7号

NO YASUKUNI

安倍靖国参拝違憲訴訟の会 東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax：03-3207-1273
e-mail：noyasukuni2013@gmail.com　HP：http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/
郵便振替口座:00170-2-291619（加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京）

裁判長、逃げるように法廷を去る！

「終わります！」

吐き捨てるようにそう言い放った裁判長は、両陪席を引き連れてくるりと向きを変えると、さっさと法廷を出ていってしまった。まだ、A・F弁護士が立って発言中だというのに……。

ナルホド、これが世に聞く「裁判長は法衣を翻して、逃げるように法廷をあとにした」というやつだな。たしかに法衣はふわっと翻っていたな、と妙に「感心」したこの日の法廷であった。

●福島原発告訴団の人たちとエールを交換

7月17日、第5回口頭弁論のこの日、私たちはまず、裁判所の前で横断幕を広げて入廷行進をする準備をした。今回、複数の中国人原告が参加するので、中国メディアからの取材要請もあった。けれど、すぐには行進ができなかった。というのは、すでに裁判所前には、200人くらいの人が集まって集会をしていたからだ。顔見知りの人がいたので聞いてみると、勝俣元東電会長らへの「起訴相当」の議決を東京検察審査会に求める福島原発告訴団の人たちだった。検察審査会も東京地裁と同じ建物にあるので、ここで激励行動をしていたというわけだ。私たちもそのままこの集会に参加するかたちになったが、やがて集会が終わったので、急いで入廷行進を始める。すると、移動する福島原発告訴団の皆さんが口々に、「安倍靖国参拝違憲訴訟、がんばれー」と声をかけてくれる。「安倍の悪政は許せない」と。素直に感動した。

その足で、傍聴券抽選のために並ぶ。前回の弁論の時には、ここで9条のワッペンを帽子に付けていた男性が排除されるという許しがたい事件があったが、回りを見渡すと、あちらでもこちらでも、9の字の模様のついたTシャツやらブローチやら、9だけでなく19やら21と書いた小さなワッペンをつけた人が。なかには職員に見せつけるようにしている人もいるが何も言われない。14日の申し入れが効いたかも。

●不機嫌そうな裁判長

そしてこの日の法廷である。私はよくは見えなかったけれども、柵内に入った原告の話では、いつもは表面だけはおだやかに余裕のある表情をつくっている裁判長の顔が、最初からいつになく厳しかったとか。何かあったのであろうか。

法廷はまず、例の「英霊何とか委員会」の補助参加をめぐるやりとり。どうでもいいので省く。本当にしつこい奴らだ。続いて、原告側から2本の準備書面の陳述。準備書面3に盛り込まれている原告の主張を、本人が朗読する形で陳述した。著名な児童文学者であるY・Hさんと中国の弁護士L・Xさんのお2人である。

いうまでもなくこの訴訟の原告は、立場も年齢も国籍も思いもさまざまであって、したがってその主張もさまざまである。裁判の進行上、いくつかの「類型」に整理しなくてはならないとしても、それはできるかぎり多様に主張されるべきであろう。そして、これから法廷で主張・立証されるべき論点はものすごくたくさんある。

しかるに、裁判長は進行を急ぐ。「裁判が始まってから、もう1年にもなるのだから」……。そう裁判長が言った時には正直驚いた。いや、まだやっと1年、しかも今回でようやく5回目になったところではないか。

裁判長は前回も、原告側の主張・立証計画の全体像を「さみだれ式にではなく」提出せよと求めていた。そして今回は、次回までに立証の内容や証人申請も出せというのだ。

これに対して、I・A弁護士が、原告側としては「だいたい6期日か7期日戴いて、靖国問題についてこれこれの立証を計画していて……」と発言するや、裁判長の顔が見る見る曇った（これは私のいた場所からもはっきりわかった）。そして、「ご意見は伺いますが、裁判所としてはあくまで次回までに……」とあくまでもかたくなな態度を崩そうとしない。

A弁護士やI・K弁護士が立ち上がって「それは無理だ」と強く抗議したところ、それを聞こうとせずに冒頭の「終わります」発言。なんだよ。逆ギレじゃないか。傍聴人の多くもあっけにとられていたと思う。

●報告集会と総会を開催

この日の報告集会は、上智大学に隣接する岐部ホールというイグナチオ教会の施設でおこなわれた。

まず、怒りの収まらないA弁護士から熱い報告。ついで、陳述されたY・Hさんから発言。きょうの感想というよりも、戦中の教育と靖国問題に関する、ミニ講演会のような充実したお話だった。もうお一方の陳述者・L・Xさんは、ちょうど外国人記者クラブで同じ時間に記者会見を行っていたので、やはり中国人の弁護士であるB・Fさんが、傍聴の感想を話された。また、弁護団からI弁護士、C・K弁護士の発言を受けた。

その後同じ場所で、靖国訴訟の会・東京の第1回総会をおこなったが、これについては省く。

それにしても裁判長のあの態度。C弁護士も言っていたが、人の言うことを聞かずに、自分のやりたいように強硬にすすめようというのは、安倍とたいして変わらないと危惧する。けれど、その安倍もこの間、ずいぶん追い詰められているのではないか。私たちも希望を捨てず、気を引き締めて頑張るしかないだろう。

S・K（事務局）

第５回口頭弁論・原告意見陳述

原告Ｙ・Ｈ

１　私は、満州事変が始まった年の1931（昭和６）年７月に北海道小樽市で生まれ、14歳のときに終戦を迎えました。現在84歳です。

私は、児童読み物・ノンフィクション作家として数多くの作品を出しています。1979（昭和54）年から1985（昭和60）年にかけて、テレビドラマとなった「あばれはっちゃく」シリーズの原作者は私です。また、私の著書「おれがあいつであいつがおれで」も、「転校生」や「どっちがどっち！」というタイトルで映画化・テレビドラマ化されています。そのほか映画化された作品に、「サムライの子」、「さびしんぼう」、「はるか、ノスタルジィ」、「あの、夏の日」、テレビドラマ化された作品に「ぼくがぼくであること」などがあります。また、私は、戦時中の教育や靖国神社に関するノンフィクション作品も執筆しており、『ボクラ少国民』シリーズや、本日原告が証拠提出した『靖国の子――教科書・子どもの本に見る靖国神社』などの著書があります。

２　私は、かつて立派な「少国民」でした。「少国民」とは、1941（昭和16）年以降の国民学校時代の小学生のことであり、「天皇陛下に仕える小さな皇国民」という意味です。

戦前・戦中の天皇は神格視され、現人神の尊称が付けられたように神様扱いをされていました。そして、靖国神社はその現人神の天皇が直々に拝礼して下さる特別な神社とされ、「天皇のため国のために戦い、戦死すれば、靖国神社に神様として祀られ、至尊である大元帥陛下が直々に参拝して下さるという最高の栄誉を受けられますよ」、「現人神の天皇が臣民の死者を神として祀り直々に拝礼してくださることは、よくよく名誉なことでありますよ」と、当時の国民はそのように躾けられていました。

このような靖国思想は、学校教育、子ども向けの本や雑誌、歌、ラジオ、映画など、生活に身近なあらゆるものを通して溢れており、自然と私たち国民の中に刷り込まれていきました。たとえば、国民学校には「英霊室」や「靖国の部屋」という国民学校出身の戦死者を顕彰する教室があり、部屋に入る際には必ず一礼するよう指導されていました。教科書では「靖国神社には、君のため国のためにつくして死んだ、たくさんの忠義な人々がおまつりしてあります。」、「ここにまつってある人々にならって、君のため国のためにつくさなければなりません。」と教えられていました。ラジオや学校では「奉頌歌靖国の歌」という歌が「海ゆかば」とセットで繰り返し流され、今でも諳んじて歌えるほどに強く私の記憶に残っています。また、私が読んでいた『少年倶楽部』などの少年雑誌にも靖国神社が登場し、戦争遺児である「靖国の子」が書いた作文が掲載されていました。

こうして私は、国の狙い通り立派な「少国民」となりました。戦時中は、厳しく国体原理主義を叩き込まれ、学徒勤労動員で必死に働き、散々苦労しましたが、それでも「男として生まれた以上、天皇のために死んで靖国神社に祀られるべし」と信じて疑いませんでした。よく近所の友人と一緒に、丸太を抱えてよその家の縁の下をくぐり抜け最後は「天皇陛下万歳」と叫んで終わるという「爆弾三勇士ごっこ」や「兵隊ごっこ」をして遊んだり、終戦時には、少国民ながら自決して天皇陛下にお詫びしなければならないと本気で考えたりしたものです。看板屋の父親が中国に出稼ぎに行く際、私が「中国で中国兵の弾に当たって死んだら靖国神社に祀ってもらえるのか？」と尋ねると、父親が「いや、民間人だからだめだ」と言われて、ひどくがっかりしたことを覚えています。

３　しかし、戦後、私は戦争や靖国神社の本質を知るにつれ、自分は何とばかげたことをやらされていたのだろうと気がつきました

1960年代末から1970年代にかけて、戦争児童文学が流行りましたが、戦争の真実を歪曲したものばかりでした。私は、国策によって「少国民」にさせられた子ども達の存在、国民が問答無用に戦争に駆り出され、必死な思いで生きてきたという事実があるにもかかわらず、その事実を知りもしない者が、これをねじ曲げ、美化することに強い憤りを感じました。戦争の真実を葬り去ることは、誤った軍国主義を正当化し、私たち国民の辛く苦しい戦争体験を否定することです。そこで、私は、戦争の真実を正しく伝えたい、二度と私のような「少国民」や「靖国の子」を作りたく

はないという思いから、戦時中の教科書、書籍、雑誌、絵本など膨大な量の資料を集め、戦争に関するノンフィクション作品を執筆するようになりました。

4　靖国神社は、戦死者を祭神として合祀しており、軍神（いくさがみ）を称え崇め、次に戦争があるときはあなた方をお手本にして立派に戦って死にますと誓う所です。決して死者の冥福を祈ったり哀悼したりする所ではありません。戦時中の靖国神社は、国体原理主義と強く結びつき、戦死の悲しみを喜びに転化させる役割を担い、天皇のため国のために命を捧げる国民を作り出す所でした。この靖国神社の性質は戦後も変わるところはなく、「明治以来の大日本帝国の戦争は、決して侵略戦争ではなく、天皇の御心による聖戦であり、昭和の戦争も全て八紘一宇の顕現をはかる陛下の御心による自存自衛のための聖戦」という靖国神社史観を掲げています。そこでは大日本帝国の仕掛けた戦争によって犠牲になったアジアの人たちを無視してはばかりませんし、A級戦犯を裁いた東京裁判も否定しています。

このような靖国神社を、平成25年12月26日、安倍首相は、内閣総理大臣の肩書きで靖国神社に参拝しました。つまり、安倍首相は、靖国神社の歴史認識や思想を承認する立場を、一国の代表として示したのです。

私は、戦争の真実を歪曲し美化した戦争児童文学への強い憤りと同じように、靖国神社の歴史認識や思想を承認し、戦争の真実を蔑ろにする安倍首相の靖国神社参拝に対し強い憤りを抱いています。

また、この安倍首相の靖国神社参拝に対しては、中国及び韓国から、すぐに非難声明が出されました。それは靖国神社が、東京裁判によりA級戦争犯罪人として、南京大虐殺事件の責任を問われて処刑された松井石根、同じく満州事変計画者で支那派遣軍参謀長だった板垣征四郎、広田三原則で中国の主権を侵害した広田弘毅といった中国侵略の元凶と目される処刑者たちを神として祀っているからです。後の首相となった小磯国昭も獄死しましたが、靖国神社に祀られています。小磯は、朝鮮総督時代に朝鮮にも徴兵制を導入して朝鮮の若者を強制的に兵士にして戦線へ送り出しています。安倍首相が、そうした中国や韓国の人々の恨みを買った人物を神として祀った靖国神社へ参拝するということは、あえて中国・韓国の人々の恨みを買おうということでしょう。中国・韓国では、これまで私の子ども向けの作品が数多く出版されています。私は、児童読み物作家として、中国・韓国の子ども読者と日本の子ども読者が仲良く手を結び、平和に共存共栄していくことを切に願っております。しかし、安倍首相の靖国神社参拝は、私のこのような願いや心情を大きく踏みにじりました。

私は、かつて立派な「少国民」であった体験から、また児童読み物作家としての立場から、安倍首相の靖国神社参拝を絶対には許すべきではないと心の底から強く強く思っております。

（児童文学・ノンフィクション作家）

原告 L・X

1　私は1956年4月中国浙江省杭州市で生まれ、現在、弁護士として杭州で法律事務所を経営しています。

私は中国と日本が友好関係を実現し維持することは可能だと信じています。しかし中国は日本から侵略を受け、膨大な数の犠牲者を出しています。ですから中国人として侵略の問題を曖昧にすることはできません。したがって安倍首相が2013年12月26日に靖国神社を参拝したことは絶対に許せません。

2　私の父は、私が幼い頃から、戦争中に家族が体験した苦労について聞かせてくれました。私の父方の祖父は、戦争中、浙江省義烏市郊外の田舎に住んでいました。日本軍が村の近くまで来たため、祖父は子供だった父の手を引いて家族全員を安全なところに避難させようと、今日はあちらに明日はこちらと逃げ、大変苦労したそうです。

叔父の一人は、「中国遠征軍」に参加し雲南省・ミャンマーで軍用車両の運転手として日本軍と戦いました。しかし叔父は戦闘で足を怪我し、その後遺症で働けず、悲惨な生活を送りました。

また別の叔父は、接近してきた日本軍から逃げる途中、食べるものも満足になかったために衰弱し命を落としました。

一方、私の母は、浙江省麗水市の松陽県で暮らしていましたが、日本軍が来たので祖父と一緒に山に逃げたそうです。祖父は松陽県で煙草店を経営していましたが、日本軍

の放火によって20室あった自宅と店舗が焼失し店は倒産してしまいました。その後は家族を養うために大変な苦労をしました。

このように私は、両親からは戦争中の家族の体験を聞き、また地元の年配者から地元の人たちが受けた残酷な戦争被害を聞いて育ちました。

3　私の父も祖父も浙江省の義烏で生まれ育ちました。ですから義烏は私にとって故郷です。日中戦争中、日本軍の細菌戦部隊である731部隊が1940年以降中国各地で細菌作戦を実行しましたが、実は、その義烏は、ペスト菌を使った細菌作戦の最大の被害地区でした。

私は、高校生の頃、義烏の細菌戦被害についてある程度の知識を持っていました。大人になって弁護士の仕事を始めていた1995年頃、黒竜江省ハルピン市平房の731部隊罪証陳列館を訪ねる機会がありました。その陳列館見学以降、731部隊が行った人体実験のことや中国各地で行った細菌作戦のことをさらに詳しく知るようになりました。

その後1997年、私は、湖南省と浙江省の細菌戦被害者が日本の東京地方裁判所に731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟（以下、「細菌戦裁判」といいます）を起こしたことを知りました。その裁判の原告団長を務めていたW・Xさんが、私と同じ義烏市の出身で、しかも大学も同じ浙江大学だったので、私は弁護士として細菌戦裁判に協力するようになりました。

細菌戦裁判が東京高等裁判所で審理されていたとき、私は、日本側弁護団から依頼を受けて、731部隊が行った浙江省衢州に対する細菌作戦とその被害実態について被害者へのインタビューを含む調査を行いました。そして、その調査結果に基づいて細菌戦の残虐さについて法廷で証言しました。

4　日本軍731部隊は、衢州に対し1940年10月4日にペスト菌に感染させた蚤を飛行機から散布して細菌作戦を実施しました。これにより衢州でペストが流行し始め、翌年ペストに感染した鉄道員が義烏に戻ったためにペストが義烏に伝播し、義烏とその周辺でペストの大流行を引き起こしました。

義烏では約310名がペストで死亡し、義烏近郊の崇山村では、村の人口の3分の1の約400名がペストで死亡しました。そのほか東陽でも約50人がペストで死亡しました。

5　日本は1937年から8年間中国を武力で侵略し続け、最大時には200万人近くの兵隊を中国に投入しました。その結果、中国人3500万人が殺傷され、うち2000万人が殺されました。犠牲者の大半は非戦闘員の一般市民です（軍事科学院『中国抗日戦争史（下巻、改訂版）』中国、解放出版社、2005年）。前述した731部隊の細菌作戦によるペストで死亡した死者も一般の市民たちです。

6　安倍首相は今年8月15日に談話を出すと言っていますが、もしも安倍談話で侵略と植民地支配について真摯なお詫びが表明されない場合には、日本はアジアと世界の人々から見放されることになるでしょう。

今年は「抗日戦争勝利・世界反ファシズム戦争勝利」の70周年です。アジア諸国を侵略し、多大な犠牲を強いた日本こそ、この厳粛な歴史事実に学ぶべきだと思います。

7　日本の中国侵略は歴史上前例のないほど残虐なものでした。このため今でも日本の侵略という歴史的事実が中国人の心を深く傷つけています。日本には、中国人が受けている心の傷を癒す責任があります。そのためには、日本が侵略について真摯に反省すること、また決して二度と中国を侵略しないことを理解して貰うために、誠心誠意行動することが必要です。

中国人は、誰でも靖国神社が中国侵略を推し進めるための重要な軍事施設だったことを知っています。特に南京大虐殺などの中国侵略の責任を問われた東条英機、板垣征四郎、土肥原賢二、松井石根らA級戦犯が英霊として靖国神社に合祀されていることに強い憤りを持っています。その靖国神社に日本の首相が公式参拝することは、まさに中国侵略を居直るものであり、日本の中国侵略による3500万人の犠牲者を侮辱し傷つける暴挙です。

最後に、裁判官の皆さんにお願いします。

安倍首相の靖国神社参拝が、残虐な日本の侵略を体験した私たち中国人の気持ちを深く傷つける、絶対に許されない行為であることをきちんと認定して下さい。

（弁護士）

第５回口頭弁論報告集会の発言より

●とんでもない裁判長の訴訟指揮

Ａ・Ｆ（弁護団事務局次長）

今日は、原告側から準備書面の３と４を提出しました。準備書面の３は、原告側が今後どういうふうに訴訟を行っていくのか、その主張・立証の計画を記載した書面です。また、今回、安倍が戦争突撃法案を衆議院で強行採決させたわけですが、そういう経緯についてまとめたものが準備書面４です。

さて、準備書面３の概要ですが、まず、第一に、被告安倍が参拝に至った経過を立証するとしています。とりわけ、参拝の状況、それに至る言動を整理することですね。第二に、安倍が、内閣総理大臣という立場で参拝をしたことを問題にする。第三に、安倍が参拝した靖国神社とはどういうものであるのか、その沿革、イデオロギーから、戦争遂行神社としての靖国神社の本質を主張・立証していく。

そのうえで、安倍の靖国神社参拝が、憲法上の政教分離違反、憲法尊重擁護義務に違反していること、そして、国家賠償法上も、違法な行為なのだと言うことを、法律論的に主張・立証していく。さらに、原告の皆さんの被侵害利益というものを、それぞれの性格ごとに整理して述べていくつもりです。たとえば、信教の自由、思想・表現の自由、自己決定権、あるいは平和的生存権や自由権規約といったものですね。そして、裁判所は、安倍の靖国参拝という憲法違反の状態に対して、積極的に判断しなければならないということを主張する、こういう計画です。

それで、今日の裁判所の態度ですが、実に許しがたいことでした。これら、時間をかけてきちんと立証していかなければいけないものを、次回期日までにその主張を終わらせて、証人申請もやれというとんでもないことを、裁判長は言いました。今後主張・立証すべき内容は、論点も証拠資料もきわめて多岐にわたる。こういう国会情勢の中にあるからこそ、裁判所はきちんと審理をしなければならないはずです。

裁判所がこういうとんでもないことを言ったので、「それはできません」と言ったのですが、皆さんご覧になったように、裁判長はまったく耳も貸さずに、逃げるように法廷を去ったわけです。こんなふざけた訴訟指揮は許さないと、私たちはきっちり抗議し、皆さんと共に充実した審理、主張・立証をやっていくために、いろいろ戦術も考えていきたいと思います。

次回期日は、当初の予定通り、靖国神社がどういう神社なのかということを中心に、論じていきたいと思います。今後とも厳しい法廷が続くと思いますが、弁護団としても皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

●原告の思いを聞こうとしない裁判所

Ｃ・Ｋ（弁護団）

きょうの裁判長のひどさ、皆さんも実感されたと思います。裁判長の言い分は、首相の靖国参拝については、前回、小泉首相の時もやっているし、大阪でも同様の訴訟をやっている。だから、同じことを繰り返しても意味はない、新しいことだけを主張しなさいと、そういうことです。前回の期日でそのようなことを言っておりました。

今回、弁護団として今後のスケジュールを出しましたが、裁判長は、代理人の意見は聞き置くが、進め方はこういうふうにします、という態度でした。かろうじて、というか、譲歩のつもりなのかわかりませんが、次回までに「できるだけ」出して下さい、と言いましたね。次回で終わりにするつもりはないけれど、「できるだけ」主張しなさい、と。それでも１、２回ですませたいようです。

私は小泉訴訟の弁護団にも入っておりましたけれども、このときにも増して、今回はさらに多彩な原告の構成になっています。当然、それぞれ異なった、それぞれの思いを持った訴訟になっていると思います。それを十把一絡げにして同じなんだからという。これは、ちょうど安倍政権が独裁的な姿勢で、「国民の声」を聞かないで、自分たちのやろうとしていることを強行しているのと、何ら変わらないと思いました。

●法廷を傍聴して

Ｂ・Ｆ（在中国原告・弁護士）

私は中国浙江省から参りました。杭州の大学を卒業して弁護士事務所で働いています。事務所の主任弁護士が、きょう意見書を陳述したＬ・Ｘで、彼は731部隊による細菌戦の裁判に関わってきました。中国人なら誰でも、靖国神社が戦争の施設であると知っています。さらに、Ａ級戦犯が合祀されていることに、強い憤りを持っています。安倍が首相として靖国神社を参拝したことは、中国人の気持ちをひどく傷つけるものです。日本が再び中国を侵略しないとは、信じられないからです。

私は若い世代なので、戦争のことはよくわかりませんでしたが、祖母から昔の話を聞きました。日本軍が村を通過したときに、生まれたばかりの赤ん坊を殺した、と言っていました。私は若い世代として、また２歳の息子の母親として、戦争が再び起こらないことを求めます。今回の訴訟への参加も、そのための責任であると思っています。

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・総会開催

A・K●事務局長

＊第５回口頭弁論の日の 2015 年７月 17 日午後５時から、安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京「第１回原告・支援会員総会」が、四谷の岐部ホールで開催されました。参加者は 51 人、議長はＺ・Ｍさん（事務局）、書記はＨ・Ｔさん（事務局）で行われました。
参加者からは、それぞれの議題に関して真摯な質疑応答がなされました。
そこで決議された規約、活動報告、活動計画を以下に掲載します。

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京 規約

□［目的］2014 年４月 21 日東京地裁に提訴する安倍首相の靖国神社参拝違憲訴訟を、物心両面にわたり支えることを目的とする。

□［名称］上記を目的として会を結成し、会名を「安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京」とする。

□［構成］
1 原告
2 支援者

□［活動］
1 年１回総会を開催する。総会において、活動報告、会計報告を承認し、活動計画、予算案、人事を決定する。
総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
この会の規約の改正、この会の継続廃止は総会で行なう。
2 裁判の傍聴支援を行なう。
3 政教分離訴訟全国交流集会に参加し、各地で闘われている政教分離訴訟との情報交換・交流を深める。
4 違憲訴訟の趣旨を広く訴える目的で、「安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京ニュース」を発行する（年４回程度）。
5 適時「（仮称）ハガキ・Fax・E メール通信」を発行し、公判日程等の情宣を行なう。
6 その他、会に必要な活動を行なう。

□［会計］
1 会計年度は毎年４月より３月とする。
2 事務簡略のため、領収書の発行は原則として行なわない。
3 請求事務の簡略のため会費は、年度会費とし、年度途中に入金されても、その年度末までの会費として取り扱う。
4 会計報告を１年に１回これを行なう。
5 弁護団費用などの支出基準は別途決定する。
6 郵便振替口座：00170-2-291619「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京」

□［会費・カンパ］
1 会運営維持の為、原告の会費は年 3000 円とする。
2 会運営維持の為、支援者の会費は年 2000 円とする。
3 個人・団体より適時カンパを受け付ける。

□［事務局］
1 会および事務局の所在地を東京都西東京市柳沢 2-11-13 に置く。
2 事務局は会に必要な日常業務を処理するとともに総会を準備し、提案する。
3 事務局員を若干名置く事が出来る。事務局員は原告および支援者とする。
4 事務局長１名を置き、会の事務総括などを行なうと共に、事務局会議を行なう。
5 会計１名置き、会の会計事務を行なう。
6 書記１名以上置き、会の記録を管理すると共に、ニュースなどの発行を行なう。
7 会計監査を１名以上置き、会の会計を監査する。
8 事務局員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。
9 総会から次の総会までの間、会の意思を明らかにする場は事務局会議とする。

2015 年７月 17 日制定
事務局長　A・K
書記　H・T
会計　F・N
会計監査　H・S

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京 2014 年度・活動報告

2013/12/26　安倍靖国参拝
2014/1/19　第１回相談会
2/9　第２回相談会
2/17　ホームページ開設
2/27　委任状発送作業 / 第３回相談会
3/13　第４回相談会
3/17　弁護団会議
3/23　弁護団会議

3/28　弁護団会議
3/30　ニュース０号発送作業
4/1　原告第２次募集開始
4/7　第５回相談会
4/11　弁護団会議
4/11　靖国訴訟・関西 第一次提訴（大阪地裁）原告 546 名訴訟団出発集会など
※東京事務局から A、H、Z が出席
4/17　弁護団会議
4/21　第１次提訴（東京地裁 原告 273 人；日本在住 253 人、韓国在住 20 人）
記者会見提訴報告集会（日本キリスト教団信濃町教会）
4/29、5/3 などに行われた諸集会で事務局メンバーによるビラまき、アピール
5/11　ニュース１号発送 / 第６回相談会
5/1　弁護団・事務局の靖国ツアー
5/22　弁護団会議
6/12　ニュース号外発送 / 第７回事務局会（相談会から改称）
6/25　弁護団会議
7/17　弁護団会議
7/24　第８回事務局会
7/28　関西靖国訴訟 第１回口頭弁論。東京事務局から A が出席
8/1 ～ 2 第 27 回政教分離訴訟全国交流集会（金沢）
※東京事務局から A、S、Ot、Ok、Z
弁護団から I、F、S 弁護士が参加
8/21　日本の右傾化と靖国対応のための国際会議（ソウル）
※東京事務局から A、Z、弁護団から K 弁護団長が参加
8/29　ニュース２号発送 / 第９回事務局会
８月の諸集会で事務局メンバーによるビラまき、アピール
9/12　原告の集い（千駄ヶ谷区民会館和室）
公開学習会「ヤスクニ入門～なぜ私たちは安倍首相の靖国参拝を問題にするのか？」（千駄ヶ谷区民会館第１会議室）
9/22　靖国訴訟･東京第１回口頭弁論（東京地裁 103 号法廷）
同 報告集会（弁護士会館 1002 号室）
9/26　弁護団会議
9/29　第 10 回事務局会
10/17　靖国訴訟・東京 第２次提訴　第２次原告 364 名（日本 83 名、ドイツ在住 25 名、中国大陸 238 名、中国香港 15 名、台湾・カナダ・オーストラリア各１名）
同 報告集会（弁護士会館 504 号室）
ニュース第３号発送
10/28　第 11 回事務局会
10/30　弁護団会議
11/10 ～ 12　弁護団原告聞き取り
11/20　弁護団会議
11 月中　第１次原告、大阪と重複のため２名削除し、271 人になる。（日本 251 人（ダブリ原告調整 253 人→ 251 人）、在韓国 20 人）
12/1　靖国訴訟･東京 第２回口頭弁論（東京地裁 103 号法廷）
同 報告集会（弁護士会館 1002 号室）

第 12 回事務局会
12/10　弁護団会議
12/18　ニュース第４号発送 / 第 13 回事務局会
2015/1/23　弁護団会議
2/5　第 14 回事務局会
2/9　弁護団会議
2/11　「なくせ！建国記念の日 許すな！ 靖国国営化 2.11 東京集会」で I 弁護団事務局長が講演
2/16　弁護団会議
2/23　靖国訴訟・関西第４回口頭弁論
関西・東京合同弁護団会議
2/25　弁護団会議
3/9　靖国訴訟･東京 第３回口頭弁論（東京地裁 103 号法廷）
第１次・第２次訴訟原告併合 633 人
日本 332 人（大阪との第２次原告重複のため２名削除）
海外原告 301 人（韓国 20 人、ドイツ在住 25 人、中国大陸 238 人、中国香港 15 人、台湾・カナダ・オーストラリア各１人
同 報告集会（弁護士会館 1006 号室）
3/18 ～ 19　弁護団原告聞き取り
3/21　キリスト者政治連盟公開講演会で K 弁護団長が講演
3/26　ニュース第５号発行 / 第 15 回事務局会

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京 2015 年度・活動計画

規約に定められた活動を執行すると共に、署名活動を行う。

原告からの発言（7）

歴史に残る公正な判決を

M・H

私は1929年生まれ。元新聞記者、元大学教員（マスメディア論）。定年退職後メディア研究と執筆活動に従事しております。

私がジヤーナリストと、ジャーナリズム研究を生涯の仕事と思い定めた最大の動機は戦争体験にあります。

私は戦争中、陸軍将校の養成機関である仙台陸軍幼年学校に学び、そこで敗戦を迎えました。敗戦後、15歳の軍国少年だった私が、深刻な反省を迫られたのは、なぜ、自分たち日本人が天皇を神と信じ、中国侵略から始まったアジア・太平洋戦争を正義の戦争と思い込む過ちを犯したのか、でした。そして思い至ったのが、ジャーナリズムと教育の責任でした。もし、国民があの戦争の真の性格について正しい歴史認識を持っていたならば、この悲劇は起こらずに済んだはずです。国民が誤った歴史認識と偏狭な国家意識のとりこになったことが、いかに他国の民に災いをもたらし、自国の同胞たちを悲惨な運命に導く結果になったかを、痛恨の体験として思い知ったのです。

その痛恨の戦争体験の大本（おおもと）にあったのが、「靖国神社」に象徴される軍国主義思想、国粋主義でした。天皇を「絶対神」と仰ぐ国家神道のもとで、「靖国神社」こそが「大君の辺にこそ死なめ」（海行かばの一節）と戦場に赴かせ、「戦争行為」を「自衛の愛国行為」と錯覚させた元凶です。私には、当時「死んだら靖国で会おう」と言い交して命を散らしていった先輩たちの純粋な気持ちが、痛いほど理解できます。それだけに大義なき戦争を「聖戦」と信じこませ、あたら死に追いやる思想動員の道具「靖国神社」の戦争責任を忘れることができません。「戦争放棄」を国の大方針と定めた憲法第9条や、国家権力の宗教への関与を禁じた憲法第20条の「政教分離」の規定は、戦争の痛恨の犠牲と教訓のうえにたてられたものです。

安倍首相の靖国参拝の持つ政治的意味はきわめて重要です。それは「積極的平和主義」の名のもとに、日本を「戦争をしない国」から「戦争をする国」へと転換することを意味しています。

私は、85年に及ぶこれまでの生涯で、二つの歴史的な裁判に関わりました。

一つは松川事件。現役記者時代に差し戻し審（仙台高裁、門田実裁判長）の取材を担当、歴史的無罪判決を直に法廷で聞くという生涯忘れられない体験を味わいました。今一つは「沖縄返還密約文書開示訴訟」で、原告として東京地裁・杉原則彦裁判長の気骨ある一審判決が心に焼き付いております。司法の場で初めて密約の存在を認定し、外務大臣、財務大臣に一連の行政文書開示を求めた名判決でした。

この二つの裁判の性格は全く異にしていますが、共通するのは、裁判官の「法の正義」に対する崇高な信念です。民主主義社会に欠かせないのは法の正義です。権力による憲法の空文化が罷り通るなら、戦後、築きあげてきた平和と民主主義は崩壊しかねません。裁判所が歴史に残る公正な判決を出されるよう強く期待するものです。

私はなぜ、安倍靖国参拝違憲訴訟原告になったか

S・A

恥ずかしい事に靖国神社の名前は相当以前から知っていたが、靖国問題についての関心はほとんど無に等しかった。60年安保闘争に参加していた時も、天皇制、靖国問題を議論の対象にしていなかった。暫く政治的活動から遠ざかっていたところ、２年前に靖国神社学習会に出席してから靖国問題に関心を持つようになった。幾たびの学びの中で靖国問題は只事では無い事に気付き始めて学習会、集会に参加するたびに関心度が高まり、安倍靖国参拝違憲訴訟原告の末席に加わせて頂いたのです。

靖国神社の成立過程、そしてその目的を知ると一般の神社とは異なるのが解る。その一つが軍事的宗教施設であるのが恐ろしい。天皇制と深く結び付き天皇の為に戦って死亡した軍人軍属だけが祀られている事になっているが実態はそうでは無い。戦争に依る犠牲者である、東南アジアや太平洋での餓死者や病死者がいる。一般市民とその家族でも、準軍属と認定されれば合祀されている。そこには広島、長崎で落とされた原爆の犠牲になられた方々も、外国人を含めた戦争犠牲者もいる。朝鮮や台湾の出身者がその家族の承認を得ず英霊とされるのも納得できない事である。キリスト者を始めとした宗教者も靖国神社に祀られ、それに撤回の抗議をしても受け入れられないのも納得できない事である。国家と結託した靖国神社の恐ろしさを知れば知る程、憲法に明記されている信教の自由侵害を強く感じる。

数回の裁判を傍聴して行く中で裁判の仕組みが少しずつ理解でき、裁判長の姿勢が解って来た。今回の裁判長は原告側の陳述に耳を傾けているかのような素振りを見せるが早期決着を図ろうとして被告である安倍、国側、靖国神社側に傾いている姿勢が見えて来る。千葉県原子力発電被害者集団訴訟裁判では裁判長は原告側の悲惨な陳述に傾聴している裁判官は社会的弱者の声を聴くのかと思っていたが全てがそうでは無い事が判った。原告側と被告側のやり取りはテレビドラマの裁判場面と全く異なり、迫力が迫って来る。特に柵内傍聴だと原告の一人としての緊張感を感じて来る。まだまだ判らない事だらけなので学習に励み心を尽くして真剣に行動して行く決意を致します。

炎暑の中、「平和的生存権侵害」について熱い論議を交わす

政教分離全国交流会 IN 京都

S・C　●原告代表

7月25日、26日、政教分離全国集会が京都で行われました。炎暑の京都で熱い論議が交わされました。この交流会も28回目になります。28年もこの問題で激しく戦ってきたのかと思うと感無量ですが、小泉靖国参拝の時は全国で6カ所も訴訟が行われたのに、安倍の時は関西と、東京の二つだけです。ずっと出席されていた方も体調の関係で今回不参加の方もあり、参加者は毎回減り続けているようです。もちろん、関西の若い原告の方の姿も見え、たのもしく思いましたが、原告は、高齢集団には違いありません。残念ですが。しかし、弁護団は、若い方が多く、これはたのもしい限りです。

東京からは、I、S弁護士、原告：A、Z、O、Sが参加いたしました。

25日、13時30分開会。まず各弁護団からの発題で、東京・S弁護士、関西・W弁護士、ノーハプサ・F弁護士が発題、意見を交流しました。

今、各裁判とも非常に難しい状況にあると思います。それは裁判官の態度が露骨に「悪くなっている」ことで、大阪はこの後原告の意見陳述を一日で一挙にさせ、それですまそうという様子です。東京はもっとひどく、意見陳述を好まないというか、必要ないという態度です。もうあなた方の言うことはいやというほど聞いている、今まで言ってないことを言えと言った態度で、私たち原告も怒り、心配しています。そんな中で、今回の弁護士の方々の論議は大変精緻なのですが、少々難しくもありました。

こんな報告書で手短かに報告することは不可能ですし、簡略化すると誤解を招きそうですので、中身は省略させていただきますが、とにかく、真剣で密度の高い論議であったことだけをを報告させていただきます。

終了後、懇親会に移り、思いをぶつけあいました。私はこの全国集会を手伝ってくださいます、京都の仏教関係の若い方々が真剣で熱心なのにとても感心しました。

26日は朝早くから「耳塚」の見学です。これは豊臣秀吉の朝鮮侵略戦争のとき、朝鮮の将の首を取って送ると大きすぎて大変なので、耳や鼻を削ぎ塩漬けにして日本に送り、秀吉に見せ、功労を誇り秀吉は大いに喜んだのだそうです。その耳、鼻を塚に埋めたという耳塚の大きさにも驚きました。秀吉はその後、法要をしています。秀吉は「仁慈」を示したと言われますが、どうも聞くだけでも気持ち悪い話です。

が、この朝鮮侵略、戦前の「国史」では「朝鮮征伐」と教わったものです。私は「ご先祖様」の野蛮さ、独りよがりに嫌になりましたが。

この耳塚は豊国神社のすぐそばにありますが、この神社の脇に方広寺の鐘（鐘に刻まれた「国家安康」の文字が徳川家康を呪ったものと言いがかりをつけ、大阪の陣を起こすきっかけとなる）の、本物の鐘があり驚きました。歴史で何度も習った「鐘」ですがまさか本物がそのまま残っているとは思わなかった。

豊国神社は荒れ果てていたのを明治天皇が国家に大功ある秀吉の神社を再興せよと言い、場所を大阪から京都に移し、作りなおし、別格官幣社に。明治31年には盛大に豊公300年祭が行われました。この背景には日清戦争直後の三国干渉があり、このとき朝鮮「併合」を狙っていた日本にうってつけの300年祭、大日本帝国の侵略主義に使われた国家神道の怖さを示しています。説明して下さったN・H先生（京都造形芸術大学客員教授、前近代日朝関係史）の説明も、とてもよかった。

この日の午後オプショナルで龍谷大学の学生主催のシンポジウム「戦争と靖国」がありました。学生の主催なので、あまり期待していなかったのですが、Z・Mさん（キリスト教）、Y・Sさん（真宗大谷派）からの歴史の検証など、面白かっ

▼…耳塚

たのですが、私、所要あり途中で出なければならなかったので、全体の報告はできません。ただ、学生さんたちのレベルの高い論議に心強く思いました。ただ、参加者が多くないのが残念でした。龍谷大学でも靖国の問題に真剣に取り組む学生は主流派ではない？

今、行われている裁判、どうなるのか軽々しく予想は控えますが、この後私たちの思いを次代に継承できるのかが大問題となります。未来に失望しない、しかし、又困難が多いというのが私の全国集会に出た感想です。

なお、来年の交流集会は東京です。7月15、16日という案が出ています。若い人たちが大勢参加する会となり、安倍の「戦争政策」と靖国の問題をさらに深める交流会になればと思っています。皆様全国集会には人手も労力もいりますので、力を出してください。

（私の勝手な感想のような報告になってしまいました。ごめんなさい。）

傍聴妨害事件で裁判所に申し入れをしました

O・Y●事務局

前号ニュースに載せた通り、第4回口頭弁論傍聴抽選待ちの原告が着用していた「九条ワッペン」が咎められ裁判所外に排除された事件のその後です。裁判所に説明要請と抗議文を送りましたが返信がないので裁判所に電話、所長面会を申し入れました。「書状への返信は一切しないことになっている」「受け取っても放置ですか？」「放置ではない、総務課で読み所長に報告している」「返信しないという規則の書面も見たい」「単に申し合わせで書面はない」「所長に面談したい」「所長はだめだが、総務課補佐の金子が会う」。で、7月14日に事務局5人が30分面談しました。わかったことは、最終責任は地裁所長（貝阿彌誠）であるけれど、現場で入庁者の監視・管理の指示をしているのは訟廷管理官（一人だけ）ということです。管理官が安倍政権の〝嫌憲法〟空気に侵されていると、退去命令など厳しい指示が出易くなるのでしょうか。実はたまたま面談の前日、東電訴訟法廷の傍聴希望者を門外のカンカン照り舗道に30分も行列させたので責任者の名前と理由を問い糺したところ「〝訟廷管理〟宮崎」とのみ返答した職員が、件の管理官でした。金子氏は、九条ロゴ着用者を排除したり、「抽選待ち囲いから出た人は抽選除外する」と脅したり、真夏日炎天下の庁舎外舗道にいやがらせ行列させたりは独断が過ぎると個人的には思う、とにかく今日の面談内容は全て所内に報告するから訟廷管理官にも伝わるはずだ、と返答しました。

ワッペン禁止など根拠となる入庁者管理規則は、本来は情報開示請求手続きを要する（有料）けれど、今回は金子氏が開示請求されたものとして後日送付（無料）します、ということで友好的に面談を終えました。そして8月に送付された入庁者管理規則には「管理者が庁舎の管理に支障があると認めた場合、はちまき・ゼッケン・腕章等着用の者の庁舎内への立ち入り禁止、退去させる」とありました。

7月17日の第5回弁論期日のとき抽選場とロビーで金子補佐官が気を遣って、様子見に来ていました。法廷入口で「今日は問題ありませんでしたか？」と聞いてくれました。

この件での私の感想は、理不尽、不快な扱いを見つけたら、内心に収めて諦めず、面倒でも声を上げれば相手が普通の人間ならある程度の改善はある、とにかく面倒でも声を上げましょう、ということでした。

外国特派員記者クラブで記者会見

K・Y●弁護団長

7月17日の東京地裁での第5回口頭弁論の後、午後4時から外国特派員記者クラブで、中国から来日して裁判で陳述をした原告のL・X氏、その通訳をされた原告のW・X氏の記者会見が行われた。

当日の裁判を終えて四ッ谷での報告集会へ向かおうとしていたときに、弁護団長も有楽町電気ビルでの記者会見に出てほしいとの要請が急にあり、裁判の報告集会があるのでどうしようかと迷ったが、裁判についての記者会見に弁護士が陪席しないことの大きなリスクを考え、かつ、外国向けに発信できるこの絶好の機会を大切にすべきと考え、報告集会の皆様には申し訳ないが、急きょ私も出ることに決めた。もともと、この記者会見そのものが急に決まったものだということで、どういう経緯か、この裁判の中国からの上記原告2名だけでなく、731部隊研究の専門家であるN・S氏も会見に臨むことになっているということを知った。結局、私も加えて4名が檀上に上ることとなった。

4名の紹介・自己紹介があり、そのあと、この裁判の概要、現状、今後について、靖国神社の性格、特殊性、軍国主義との関係、安倍首相の安全保障政策との関連でより顕著になっている靖国神社参拝の問題点などについて私から最初に説明した。そのあと、Lさんが第5回口頭弁論での陳述を記者会

見の場で読み上げ、W さんがこれを英語に通訳した。その内容は、楼さんの家族や中国各地の方々のアジア太平洋戦争おける日本軍による被害の実態、特に日本軍の細菌戦部隊による被害についてであった。そのあと N さんが L さんの陳述で触れられた日本軍の細菌戦部隊によるペスト菌散布の話に関し、その研究家として 731 部隊に代表される細菌戦部隊の実態について語った。満州、浙江省、江西省を始め中国の奥地にまで及んで細菌兵器（ペスト菌を感染させた蚤）を空から散布し、ねずみ→蚤→人間と伝わるペストの拡散を謀った結果、あちこちでペストが流行した事実が明らかにされ、また、戦後、細菌戦部隊のもつ情報と責任者の免責とが米国との間でバーター取引されたことを裏付けるアメリカ占領軍と本国政府との電報交信記録が存在することが指摘された。

記者との質疑応答の時間が持たれたが、明らかに首相の靖国神社参拝に賛成すると思われる立場に立って質問する記者もおり、様々な質問が出た。

- 日本法である憲法の違反を外国人である中国人がどういう立場で主張するのか、L さんは中国の弁護士として法的に矛盾を感じないのか。
- なぜ、靖国神社が被告となるのか。
- 戦争の被害を訴えずに靖国参拝を訴えるのか（この質問をした記者は、戦争被害の訴訟が多く起きていることについての知識が乏しかった）。
- なぜ、戦後、中曽根首相の靖国参拝以前は首相の靖国参拝に対する違憲裁判が起きていないのか。
- アメリカでも大統領の就任宣誓式で聖書に手を置いて宣誓するではないか。なぜ靖国はダメなのか。以上。

10 年目を迎えた 反ヤスクニキャンドル行動

I・Y ●キャンドル行動事務局

戦後 70 年、日韓国交正常化 50 年目となる今年、韓国・台湾・沖縄・日本の東アジア 4 地域の市民で取り組んできた「反ヤスクニキャンドル行動」は、10 年目を迎えた。8 月 8 日、東京 YMCA ホールを会場に「積極的平和主義を支えるヤスクニ」をテーマにしたシンポジウムやコンサート、被害者証言そしてキャンドルデモには 700 名が参加し、右翼のデモ妨害は例年に増して激しかったが、「ヤスクニ反対・戦争反対」の声を大きく上げた。

国会で「戦争法案」が審議される状況の中で、積極的平和主義の問題をヤスクニとの関連で検討した集会は現実感と緊張感にあふれていた。第 1 部のシンポジウムで、T・T 氏（東京大学）は、「米軍と一体化すれば自衛隊から戦死者が出る。防衛省にメモリアルゾーンがあって、当面はここで追悼されると思うが、国のために殉死した兵士を尊崇の念で迎え感謝と敬意を捧げる『ヤスクニ思想』が確実に復活する。それは『あとに続け』というメッセージだ。そういう時代を阻止するために、私たちの運動がますます重要になっている」と訴えた。また、「安倍首相の安保法制の強行処理と憲法改定との関係」（H・S 東京新聞論説兼編集委員）、「日本の集団的自衛権の成立と朝鮮半島の分断体制の問題」（C・U 韓国平和ネットワーク代表）、「ドイツの過去克服の経験と日本の課題」（K・E 大阪大学）に関して、それぞれ述べられた。

第 2 部では、特別映像「東アジアのヤスクニズム」に合わせて、C・S 氏のピアノ演奏が流れて、ヤスクニ問題と東アジアの国家暴力の関係を改めて考える時間となった。第 10 回目の反ヤスクニキャンドル行動は、4 月勉強会、5 月ドイツでのヤスクニシンポジウム、7 月「東アジアのヤスクニズム」美術展を企画し、8･8 の行動へ繋げてきた。今後 10 年間、戦争法案が現実味を帯びているなか、ヤスクニ問題はさらに大事な運動のテーマになっていくだろう。戦争反対！　ヤスクニ反対！

許すな！　靖国国営化 8.15 東京集会 道徳の教科化を考える

H・T ●事務局

今年の「許すな！　靖国国営化 8.15 東京集会」は I・K 中央大学教授から「道徳教科化を考える～子どもたちを戦場に送りださないために」の講演を聴いた。今年 3 月に文科省は政令を改定し、道徳が 2018 年に「教科」とされることになった。ただの「教科化」に止まらず、戦前の「修身」のように全ての教科の基礎となる筆頭教科のような位置づけとなる。そもそも道徳が教科となることの意味は、国が定めた基準に従って、道徳という心のありようが評価されるということ。憲法 25 条の生存権で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある」とあり、健康は国民にとって「権利」であり、政府はそれを保護・増進する「義務」がある。ところが 2002 年成立の「健康増進法」は、国民にとっての「権利」を「義務」に変えた。同法 2 条に「国民は……健康の増進に努めなければならない」とあり、健康の維持のみならず生活習慣という極めてプライベートなことが国家の管理の対象となった。それが「健康の改善」という美名に隠されて、多くの人はこの問題性に気が付かない。

同様に、道徳という心の中も、「評価」を通して国家管理に入らんとしている。評価するには、基準を必ず決め、到達目標に基づいて数値化する。道徳の徳目の表現は、人間関係や時と場合によって変わり得るもので、基準も多様性がありうるものである。道徳は一番評価になじまない。そもそも心の中は把握も評価しようもない。そこで評価の対象となるのは、外面的行動や発言となる。人の言動が一つの基準に従って評価され、統制されてゆくことによって、やがて人の心の中にまで、国家が統制を始めるのである。そもそも憲法は、市民が政府の権限を制限するためにある。それが逆に国家が国民の心まで統制できるという考え方は、憲法違反そのものなのである。

8.15 反「靖国」デモ
国家による慰霊・追悼の欺瞞はダメ！

S・D ●7・8 月行動実行委員会

「戦後レジーム」の 70 年を問う 7・8 月行動実行委員会が、8 月 15 日、靖国神社の大鳥居を目前にまで迫るデモを行った。これは毎年恒例のデモで、毎回その年の課題をテーマに実行委を起ち上げ、集会とともに 8.15 反「靖国」行動として行っている。

この行動の趣旨には、天皇・皇后出席のもとで開催される政府主催の「全国戦没者追悼式」への抗議も含まれている。戦争で死ぬことを国家が褒め讃え感謝する儀礼空間と、それを具体的な形として戦前・戦中より継承してきた「靖国神社」の役割は、この社会の暗い暗い未来を想定させる。そのことを懸念する思いは、この安倍靖国参拝違憲訴訟と通じあうと思う。

今年は例年とは異なり 7 月 26 日に講演集会を開催した。例年の 8.15 集会に比し、右翼の妨害やデモを控えた緊張から放たれじっくり話をきくことができた。講師は、「8・6 ヒロシマ平和のつどい 2015」の代表 T・T さん。「米国の世界戦略と象徴天皇制国家」という課題枠で、「日米合作」で作られた戦後日本の無責任体制等について、問題を提起された。

原爆投下によって多くの米兵の命を救ったという米国の「原爆神話」と、天皇の「聖断」によって「終戦」を迎えられたという日本の「聖断神話」が、自国民を無責任体制の共犯者に仕立てていった。T さんは、それぞれの「神話」の実体、日本の侵略戦争・植民地支配の責任を負う天皇と政府が政治的に生き延びたことの問題等々について丁寧に語られ、8 月の行動につなげられた。

8.15 のデモには 230 名強が参加。安倍は靖国参拝を諦め玉串料を奉納した。これなら問題なしと社会が受け入れること自体おかしな話だ。また、右翼の暴力的なデモ妨害は警察の規制により緩和され、その分だけ警察の過剰な警備が目立った。こういった事態にもこの社会の大きな「闇」を見る。継続と「集まる」ということが私たちの最大の力だ。諦めず、これからもともに続けていきたい。

事務局からのお知らせ

■第６回口頭弁論のおしらせ

第６回口頭弁論● 10 月８日（木）午前 11 時～
東京地方裁判所 103 号法廷
終了後報告集会
（日比谷図書館スタジオプラス小ホール）
＊被告側支援者の動員もあり、傍聴券抽選が 30 分前頃にあります。訴訟支援のためにも、積極的な傍聴支援をお願いいたします。

■会費ご入金のお願い

4 月で年度が変わりました。
2015 年度の年会費をご入金下さい。
2014 年度がまだの方は合わせてご入金下さい 。
原告：年会費　3000 円
支援会員：年会費　一口 2000 円（何口でも……）
＊同封の振込用紙でお願いします。
郵便振替口座 00170-2-291619
加入者名 : 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

■まだまだ支援会員募集中！

原告は締切らせていただきましたが、共に闘う支援会員の仲間はまだまだ大募集中です。周りの方々にこの訴訟の意味をお伝え頂き、お誘いしてください。

入会は同封のチラシ、または振り込み用紙に「支援会員」と書いて、年会費 2000 円（一口）を、上記記載の郵便振替口座まで、お振り込みください。

■「安倍首相靖國神社参拝違憲訴訟の公正な判決を求める署名」ただいま集約中！

裁判長に拙速な訴訟指揮をさせず、じっくりと公正に審理するように求める署名です。裁判所に提出します。ぜひご協力下さい。

第１次集約日は９月 30 日（水）です。
インターネット上での署名も受け付けています。
（http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/protest.html）

■ノー！ハプサ（ＮＯ！合祀）第５回・第６回口頭弁論

第５回口頭弁論● ９月 25 日（金）午後１時 30 分～
東京地方裁判所 101 号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

第６回口頭弁論● 12 月８日（火）午後１時 30 分～
東京地方裁判所 103 号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）
＊傍聴券抽選が１時頃には行われると思います。

■活動日誌（2015 年７- ９月）

7・8 弁護団会議
7・14　傍聴妨害事件で東京地裁に申し入れ
7・17　靖国訴訟・東京　第５回口頭弁論（東京地裁 101 号法廷）、同報告集会（岐部ホール）
靖国訴訟・東京　第１回総会
外国人記者クラブ記者会見
7・25 ～ 26　第 28 回政教分離訴訟全国交流集会 IN 京都
※東京事務局から S、A、O、Z、弁護団から I、S 弁護士が参加
7・31　靖国訴訟・関西　第６回口頭弁論
※８月の諸集会で事務局メンバーによるビラまき、アピール、署名集め
8・29　弁護団合宿
9・8　弁護団会議
9・17　ニュース第７号発送 / 第 19 回事務局会